

新	旧
<p style="text-align: center;">デビットカード取引規定</p> <p>1. 適用範囲 (略)</p> <p>2. 利用方法等</p> <p>(5) 当金庫がデビットカード取引を行うことができないものと定めている日<u>または</u>時間帯は、デビットカード取引を行うことはできません。</p> <p>3. デビットカード取引契約等</p> <p><u>(1) 前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約 (以下本章において「デビットカード取引契約」といいます。) が成立するものとします。</u></p> <p><u>(2) 前項によりデビットカード取引契約が成立したときは、次の行為がなされたものとみなします。</u></p> <p><u>①当金庫に対する売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託。なお、預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。</u></p> <p><u>②加盟店銀行、直接加盟店または任意組合その他の機構所定の者 (以下本条において「譲受人」と総称します。) に対する、売買取引債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引に係る抗弁を放棄する旨の意思表示。なお、当金庫は、当該意思表示を、譲受人に代わって受領します。</u></p> <p><u>(3) 前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、売買取引に関して加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。</u></p> <p>4. 預金の復元等</p> <p>(1) デビットカード取引により預金口座の預金の引落しがされたときは、デビットカード取引契約が解除(合意解除を含みます。)、取消し等により適法に解消された場合(売買取引の解消と併せてデビットカード取引契約が解消された場合を含みます。)であっても、加盟店以外の第三者(加盟店の特定承継人および当金庫を含みます。)に対して<u>引落された預金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当金庫に対して引落とされた預金の復元を請求することもできないもの</u>とします。</p> <p>5. 読替規定 (略)</p> <p>6. 規定の変更 (略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p style="text-align: center;">デビットカード取引規定</p> <p>1. 適用範囲 (略)</p> <p>2. 利用方法等</p> <p>(5) 当金庫がデビットカード取引を行うことができないものと定めている日<u>および</u>時間帯は、デビットカード取引を行うことはできません。</p> <p>3. デビットカード取引契約等</p> <p>前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約 (以下「デビットカード取引契約」といいます。) が成立し、<u>かつ</u>当金庫に対して<u>売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。</u></p> <p>4. 預金の復元等</p> <p>(1) デビットカード取引により預金口座の預金の引落しがされたときは、デビットカード取引契約が解除(合意解除を含みます。)、取消し等により適法に解消された場合(売買取引の解消と併せてデビットカード取引契約が解消された場合を含みます。)であっても、加盟店以外の第三者(加盟店の特定承継人および当金庫を含みます。)に対して引落された預金の復元を請求することもできないものとします。</p> <p>5. 読替規定 (略)</p> <p>6. 規定の変更 (略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

※ 改定部分のみ抜粋